

ラオス検察官マニュアル作成支援

弁護士 小口 光

第1 はじめに

ラオス法制度整備支援プロジェクトの法律アドバイザーとして首都ビエンチャンに約18か月間滞在し、当プロジェクトの活動のうち主として商法教科書作成支援と検察マニュアルの作成支援を担当した。本稿では、検察マニュアルの作成支援について、御報告申し上げたい。ラオスでの滞在中を通じてお会いすることができたラオス側、日本側その他の支援機関の関係者の皆様に、このような経験をさせていただけたことにつき改めて感謝申し上げます¹。

第2 ラオスにおける人民検察院の組織及び権限について

既に「ラオス法制度の概要」と題する研究報告が掲載され（本誌第3号）²、その中で検察組織についても概説されていることから、当該時点以降に行われた憲法改正と人民検察院法の改正について簡潔に記載することと定める³。

1 憲法改正

新憲法は2003年5月28日に公布された。新憲法中、検察院について記載した条文は第86条から第88条の三条であり、これは2003年改正前憲法⁴の第72条から第74条に相当する。中間上訴裁判所⁵に対応するThe Appellate Public Prosecutor (APP) が設置され⁶、最高人民検察院の名称（英訳）はThe Office of Public Prosecutor-General (OPP) からThe Office of the Supreme Public Prosecutor (OSPP) に変更された⁷。

¹ 米国滞在中に行った調査に際して御協力いただいた関係者の皆様にも御多忙にもかかわらず御時間を割いていただきましたこと、ここに重ねて御礼申し上げます。

² 法務総合研究所国際協力部教官工藤恭裕ほか2名「ラオス法制度の概要」ICD NEWS 第3号（2002.5）

³ 本原稿中の現行法については、主としてUNDPの国会支援プロジェクトで作成された公式英訳を参照している（<http://www.na.gov.la/eng/hethong.htm>）。同プロジェクトではシンガポール国立大学の支援を受けラオス国内法の英訳作業を行っており、英語の法律概念との差異についても脚注において解説が加えられている（UNV Adviser, UNDP/Lao National Assembly Project より2005年10月に聴取）。

⁴ 1991年憲法（その全文については前掲「ラオス法制度の概要」61頁以下参照）

⁵ 裁判所についても中間上訴裁判所（The Appellate Courts）が設置された（新憲法第79条）。

⁶ APPは北部、中央と南部の3箇所を設置するものとされた（新人民検察院法第29条）。

⁷ 最高人民検察院副長官の任命権者も変更され、国会常任委員会（the National Assembly Standing Committee）による任命（旧憲法第73条第2項）から最高検長官（the Supreme Public Prosecutor）の推薦に基づき国家主席（the President of the State）により任命されることとされた。

2 人民検察院法

人民検察院法は、2003年10月21日に改正されたが（No.50/NA 21 October 2003）、その職務権限に関する規定第3条（旧人民検察院法第2条に相当）は、検察院の一般的監督及び検査の権限（第1号）及び裁判手続及び判決執行における法の遵守を監督・検査する権限（第3号）を残している⁸。

第3 2004年刑事訴訟法改正

1 旧刑事訴訟法下で指摘されていた問題点

旧刑事訴訟法（以下「旧刑訴法」という。）については、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「B規約」という。）⁹との齟齬として以下の点等が指摘されていた¹⁰（ラオスは2000年12月7日に同規約に署名をしたが、まだ批准はされていない¹¹）。

- (1) B規約第9条第2項は、「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」旨規定するが、旧刑訴法第46条は、嫌疑の存在を勾留の要件として明記していない。
- (2) B規約第9条第3項は、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。」とするが、逮捕、勾留又は保釈の決定に裁判所が関与することは必ずしも要求されていない¹²。
- (3) B規約第9条第3項は、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならない」とするが、旧刑事訴訟法第47条と第50条によれば（たとえ軽犯罪であっても）被疑者の身柄を1年にわたり拘束することが可能となる。
- (4) B規約第14条第3項は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。」とし、「その罪の性質及び理由を告げられること」、「自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること」並び

⁸ 前掲「ラオス法制度の概要」23頁において憲法改正の見込みとして一般的監督権限廃止の方向性が指摘されるが、この点は結局改正されなかったものと思われる。一般的監督及び検査の権限として検察院が行うことができる事項は人民検察院法第7条に、裁判手続・判決執行に関する監督及び検査権限は同法第13条以下に規定されている。

⁹ 以下、B規約の引用は外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html）掲載の邦訳による。

¹⁰ UNDP Consultant, Dr. Jayampathy Wickramaratne, “Executive Summary” (Inconsistencies between Four International Treaties and Selected Laws of the Lao PDR)

¹¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001_1.html (2006年12月6日現在)。国際人権規約を批准するためのラオス政府による準備作業に対し UNDP その他援助機関による支援も行われている (Progress Report, Government Round Table Meeting, November 2004, 23頁)。

¹² 旧刑訴法第47条、第50条及び第51条参照

に「自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること」、「司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること」及び「自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと」を挙げるが、旧刑訴法ではこれらについて十分な保障規定が設けられていない。また同法第18条第5項第2号では、被疑者又は被告人の義務として、訴追事実について説明又は追加的供述をすることが規定されている。

2 2004年刑事訴訟法改正

2004年に行われた刑事訴訟法の改正では多くの点で改善が見られた¹³。同改正は、以下の諸点を含むものであった¹⁴。

- (1) 被疑者の権利として弁護士に法的助言を求める権利が新設された（第7条第1項）。
- (2) 検察官の側が犯罪事実を証明すること、被疑者又は被告人は自己を防御するために証拠を提出する権利を持つが、無実を証明する義務を負うものではないとの規定（第7条第3項）が設けられた。また、最終的な裁判所の判断がなされるまで、被告人は無実とみなされ、適切に取り扱われる旨の規定も追加された（第8条）。更に、この無罪推定の原則を受け、再勾留（remand）中の者は受刑者（prisoners）と区別して適切な条件の下で勾留するものとされた（第65条第3項）。
- (3) 証拠の評価に関する規定において、「証拠が被疑者又は被告人が犯罪を犯したことに疑いを示す場合には、当該者は訴追から解放されなければならない」とし（第21条第2項）、また「刑事手続は、被疑者又は被告人の自白を主として考慮すべきではなく、有罪を証明する追加的な証拠を収集すべきである」との規定（第21条第3項）が設けられた。
- (4) それまで被告人の「擁護者」について定めていた規定（旧刑訴法第25条）が、弁護士及び「擁護者」（protector）¹⁵に関する規定と改められ（第35条）、弁護士の権利及び義務について明記された。また旧法下でも被告人が未成年である場合や死刑をその刑事罰に含む犯罪である場合に「擁護者」を付さなければならないとされていたが、更に「もし被疑者又は被告人が弁護人又は代理人を持たない場合には裁判所が弁護人を選任することが法により要求される」旨の規定が設けられた（同条第3項）。
- (5) 旧刑訴法第46条では、逮捕後「必要であれば」捜査官等は捜査のために「3日間」当該者を勾留（detention）できるものとされていたが、新刑事訴訟法においては、逮捕に続く勾留（detention）は一定の犯罪を犯したことを証明する信頼に足る証拠が発見された場合

¹³ 前掲注 11（Progress Report）22 頁は 2004 年刑事訴訟法の改正について、国際法への整合性の確保として言及する。UNDP コンサルタントより 2005 年 3 月 10 日会合にて聴取したところによれば、UNDP は国際規約等を内容に含むセミナーの開催等を行っているが、当該法改正作業に対し直接的な関与はしていない。

¹⁴ 紙面の都合上、改正事項のすべては網羅していない。

¹⁵ 一連の手続に参加して、被疑者、被告人その他の手続参加者の権利を守る者であり、配偶者や後見人等もかかる地位に立つことが認められている。

に限り、所定の手続を経て48時間行うことができるものと改められた（第61条）。

(6) 再勾留 (remand) について、旧法下では最長1年間行うことが可能であったが（旧刑訴法第50条）、新法では軽犯罪 (minor offences)¹⁶について3か月、重犯罪について1年が限度とされた（第65条）。

他方、今回の改正に盛り込まれなかった事項も存在する。例えば、新刑事訴訟法においても被疑者又は被告人の義務として、犯罪事実に関して証言や説明を行うことが挙げられており（第28条第2項第2号）、B規約に定める「自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと」との関係で、引き続き論点として残されている。

第4 ラオス検察院マニュアル作成支援の概要

ラオス検察院マニュアル作成支援の概要は以下のとおりである¹⁷。

1 検察院マニュアル作成の目的とマニュアルで取り扱う範囲

(1) 目的

組織としてのラオス最高人民検察院（以下「最高検」という。）と、そこで働く法律関係職員の能力の向上を活動の目的とする。ここでの「能力」とは、法令等を遵守した統一的な実務運用能力（当該法令等の知識の習得を前提とする。）である¹⁸。

(2) マニュアルが取り扱う範囲

検察院の組織（権能）と役割及び捜査手続を取り扱うものとされた。後に述べるように、公判手続についても同種マニュアルの必要性は認められるが、本プロジェクトでは捜査手続に焦点を絞って行うこととされた¹⁹。

2 作成過程

(1) ワーキンググループの組成、本邦研修とマニュアルの執筆

最高検にてマニュアルの作成及び普及を行うワーキンググループ（以下「WG」という。）が組成された²⁰。

プロジェクト前半の同マニュアル作成作業は、日本での研修（本邦研修）と現地でのWGによる執筆活動から構成された。本邦研修では、日本から技術支援を行うための前提として、両国の制度（実務上の運用を含む。）の差異やそれらの背景等を把握すること

¹⁶ 刑法第7条に規定される。

¹⁷ 当職が着任した2004年12月以前の情報については、当該時点における引継資料を前提とする。

¹⁸ 最終PDM（2005年5月改訂）のプロジェクト目標は”Institutional capacity of the legal and judicial authorities in order to enhance legal knowledge and practice of legal and judicial officers is strengthened.”とされる。“legal and judicial authorities”とは、3つのカウンターパート機関（司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院）を指す。

¹⁹ 最高検からの強い要望があり、検察院の職員（公務員）の人事及び組織についても別冊にまとめられた。この「人事・組織編」は公務員一般の人事制度や福利厚生といった内容を含み、上記プロジェクトの目的から若干離れることや日本との制度の相違からその内容にかかる技術支援は難しいと判断され、同内容については技術支援の対象とはされなかった。

²⁰ 本マニュアルWGは8名で構成された。

にも時間が費やされた。

上記2004年の刑事訴訟法の改正を受け、新法の内容をその改正趣旨も含めて正しくマニュアルに盛り込むこと、また国際条約（特にB規約）との関係にも配慮することが方針とされた。

(2) 現地ワークショップ及び現地セミナー

WG代表者が原案を作成し最高検ソムリット次長検事（Mr. Somlith Chanthachak）が修正を加えられ、検察院の上層部検察官・捜査官等を一同に会した検討会を経て、原稿が2005年8月にプロジェクトに提出された。最終原稿の英訳に対して法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）よりコメントを受領。かかるコメントを踏まえて現地で数回のワークショップを持ち、議論の整理や原稿の加筆修正作業が行われた。

同マニュアルの最終仕上げのため、全WGメンバーを対象とした現地セミナーが2005年10月に開催され、ICD廣上教官（当時）が講師として来寮された。法案審査委員会の委員として新刑事訴訟法の審議でも主要な役割を果たしている同次長検事も参加された。セミナーでは、自白の取扱い（第21条第2項及び第3項）²¹、供述にかかる義務（第28条第5項）²²及び弁護士の役割（第35条）²³について規定した新刑事訴訟法の立法趣旨とラオスの現状について同次長検事から多くの情報を得、現行法の解釈の枠組みにおいて既述のB規約との整合性にも配慮した運用を確保するべく、マニュアル原稿の更なる加筆修正が進められた。

(3) 最終原稿の完成と印刷

上記現地セミナーの成果を踏まえ、ソムリット次長検事の下で最終稿が完成された。添付資料として、捜査手続で用いる書式集、刑事手続チャート及び新刑事訴訟法の条文を付し、計1,300部が印刷された。

3 普及活動

普及活動の方針は、各県の代表者に対する普及を通じた県レベルでの自主的な普及活動と、これを側面から支援するための地方での普及セミナーの二本立てで行われた。

まず各県から2名の代表者を首都ビエンチャンに集めて第一回普及セミナーを開催し、官房長、ソムリット次長検事及びWGメンバーから、本マニュアル作成の趣旨及び今後の

²¹ 同次長検事によれば、新刑事訴訟法第21条第3項は「自白のみでは有罪とすることができない」旨を明記するには至っていないが、かかる規定を置くことにより、自白以外の証拠の収集を促しそのような考え方を国内に浸透させたいとのことであった。

²² 同次長検事によれば、新刑事訴訟法第28条第5項は被疑者又は被告人の捜査活動に対する一般的な協力義務を趣旨とするものであり、被疑者は虚偽の供述をしてもこれについて責任を負うものではないことが確認されたため、かかる記述をマニュアルに盛り込むこととされた。また同供述にかかる義務の記載に続けて自白にかかる同法第21条第3項の趣旨及び「被疑者、被告人、訴訟に関係する者から供述を得るときは、暴力、強制、脅迫、殴打その他違法な手段を用いてはならない」（同法第17条第2項）点を、再度明記することにより検察官・捜査官に重ねて注意を促すものとされた。

²³ 同次長検事によれば、弁護士の役割について現場の捜査官や警察官の理解が乏しいとのことであり、マニュアル中に新刑事訴訟法の内容に従った記載を置き「弁護士の役割」を説明することで、その役割について正しい理解を促すものとされた。

普及活動の方針とマニュアルの内容について説明が行われた。同セミナーでは、各県から出された実務上の諸問題やマニュアルの内容に関する質問について、次長検事を交えて質疑応答が行われた。この各県代表者との質疑応答に基づいて行われたマニュアルの加筆修正が、第2版（増刷分）²⁴に盛り込まれることとなった。また最高検から各県代表者に対し、セミナーの成果に関する報告書と各県における普及計画を提出するよう指示され、各県は最高検に対して同マニュアルの普及状況を報告することとされた。

地方への直接的な普及活動の初回はサヴァナケットで南部地域の検察官・捜査官を対象に行われた。プロジェクト延長期間を含め、全7回シリーズで行われることとなり、最高検のイニシアティブにより現在も継続的に同普及活動が実施されている²⁵。

第5 今後の課題

1 マニュアルの改訂

本マニュアルは、新刑事訴訟法の内容に基づいた適法な捜査手続が行われることを目標とし、現段階では法律の説明に重点を置いた簡素な内容にとどまっている。今後は、普及活動を通じて収集される検察官・捜査官からのコメントや質問等を踏まえ、具体的な事案について判断を迫られる実務家にとって判断指針になるような材料（限界事例の蓄積等）を補強していく必要があるだろう。また、本邦研修や現地セミナーでも時間を割いた、客観的な証拠の収集方法（技術）や証拠の分析・評価についても更に内容を充実させていく必要がある。

2 普及活動の効果を図るためのデータ収集等

地方における実務運用の状況は中央で統一的に把握されていない。地方における運用上の問題をマニュアルに盛り込むことによって改善していくためにも、地方における運用の実態（現状と普及活動後の改善の程度）についてデータ収集を行いたいとの要望（及びその手法にかかる相談）が、普及活動中の最高検から寄せられている。普及活動と並行して、このような実態調査を行うことができれば有益であろうと思われる²⁶。

3 刑事裁判手続

UNDP²⁷によっても指摘されているところであるが、刑事裁判手続にも課題は多い。裁判期日に先立って裁判官が証拠の十分性についての判断に関与し、検察官の間で議論がなされているとされる²⁸。関係機関における連携の下、刑事裁判手続においても、新刑事訴訟

²⁴ 第1版として500部印刷され、第2版として800部が増刷された。

²⁵ 実施報告書がJICAラオス事務所に提出されている。この地方での普及活動においては、警察との連携に配慮し、警察官も参加者に含めている。

²⁶ 統計は最高検の職務であるが（検察院法第24条第4号）、事件情報の集積・管理（地方のみならず中央においても）等において課題は多い。

²⁷ Dr. Jayampathy Wickramaratne, "EVALUATION OF THE IMPLEMENTATION OF THE RULE OF LAW IN LAO PDR, 1997-2003, LESSONS AND CHALLENGES—VIENTIANE, 2003 (September 23, 2003)," Chapter IV and V.

²⁸ 前掲注27 (Dr. Jayampathy) 10頁

法及びその改正趣旨を踏まえた適切な法運用を行っていくことが求められるであろう。

4 運用阻害要因の排除

新刑事訴訟法の運用を阻害する要因として幾つかの点が指摘されており、これらを可能な限り排除するための方策も必要と思われる。

例えば、**free legal assistance**の規定（第35条第3項）が設けられたにも関わらず、弁護士の絶対数の不足や弁護士の経済的な理由から、弁護人が裁判所により選任されてもこれを引き受ける者がいないことも多いとされる²⁹。このような状況にかんがみれば、弁護士を含めた法曹全体のバランスある養成が必要不可欠である³⁰。

また、前述の自白の取扱いに関する実務運用の改善も、物的証拠又は客観的な証拠の収集技術の習得及び改善なしには実現されない側面がある。最高検次長検事によれば、物的証拠の収集過程においてもその正確性が十分に確保されていない場合があり、人間の主観が介在する供述証拠ではなく物的証拠を中心に証拠評価をすとの手法を採用することには別の危険が含まれるとの指摘があり、物的証拠の収集技術の改善も非常に急がれるところである³¹。

²⁹ 上記現地セミナーにおける次長検事からの聴取による。また、上記現地セミナー期間中(2005年10月)の Vientiane Municipality Court における裁判官からの聴取では、正確な統計はないが全事件数の5%に満たないとされ、前掲注 27 (Dr. Jayampathy) によれば被告人に代理人としての弁護士が付されるのは1%程度であるとする(2003年当時)。

³⁰ ラオス弁護士会支援は UNDP によって行われているが、課題も多く、効率的な手段が模索されているところである (Aleecia Murray, *The LBA's Achievements 2004-2005*, August 2005)。また同プロジェクト第2フェーズ実施のための調査報告会合(2006年1月)において、近隣諸国で類似の経験を持つタイ、ベトナム及びカンボジアの弁護士会などと合同でワークショップを開催するなどして、互いの経験を分け合う手法が提案され、これら近隣諸国の弁護士会に対して行われている援助機関の支援の成果を地域的なアプローチによって周辺諸国へ応用していくことの可能性についても議論がなされた。

³¹ 上記現地セミナーにおける次長検事からの聴取による。

ラオス検察官マニュアル（仮訳）

目 次

第1章	検察院	P. 83
第1	検察院の位置付け及びその機能	P. 83
第2	検察院の組織体制	P. 83
第3	調査官	P. 83
第4	捜査機関による法執行の監視	P. 83
1	監視の目的	P. 83
2	捜査機関の法執行監視における検察院の権利及び義務	P. 84
第2章	捜査機関	P. 84
第1	捜査機関	P. 84
第2	捜査機関の役割及び任務	P. 84
1	刑事訴訟手続における捜査機関の権利及び義務	P. 84
2	捜査機関の訴訟手続における権利及び義務の範囲	P. 86
第3章	刑事手続参加者	P. 86
第1	被疑者又は被告人	P. 86
1	被疑者又は被告人の権利	P. 86
2	被疑者又は被告人の義務	P. 87
第2	弁護人又はその他の擁護者	P. 87
1	弁護人又はその他の擁護者の権利	P. 88
2	弁護人又はその他の擁護者の義務	P. 88
第3	その他の刑事手続参加者	P. 88
第4章	刑事訴訟手続	P. 89
第1	刑事訴訟手続の段階	P. 89
第2	捜査	P. 89
1	捜査の開始	P. 89
2	捜査を開始しない命令	P. 90
第5章	捜査手続	P. 92
第1	情報及び証拠の提出	P. 92
1	情報及び証拠提出の重要性	P. 92
2	証拠収集開始	P. 94

第2	抑止手段	P. 102
1	罪状認否召喚	P. 103
2	抑留	P. 103
3	逮捕	P. 103
4	勾留	P. 105
5	仮釈放	P. 106
6	外出制限	P. 107
7	地位, 職務の停止	P. 107
第3	捜査期間	P. 107
第4	捜査完了	P. 108
1	証拠調べ	P. 108
2	刑事訴訟の中止	P. 108
3	事件の取下げ	P. 109
4	取り下げた事件の再開	P. 110
5	検察官への提出用事件簿編てつ	P. 110
第6章	訴追	P. 111
第1	事件簿の受理	P. 111
第2	事件簿の検証	P. 111
第3	罪状認否召喚	P. 112

第1章 検察院

第1 検察院の位置付け及びその機能

検察院は、省庁、同等の機関、国家機関、ラオス国家建設前線、集団組織、社会組織、地方行政機関、会社及び国民による適切で、かつ、統一した法の執行を監視し、訴追権を行使する機能を有する行政機関である。

第2 検察院の組織体制

検察院の組織は、以下で構成される。

- － 最高検察院
- － 控訴裁判所検察院
- － 省/ビエンチャン市検察院
- － 地方/主要都市検察院
- － 軍事検察院

控訴裁判所検察院、省/ビエンチャン市検察院、及び地方/主要都市検察院は、地方検察院と称する。

軍事検察院の組織及び活動は、別の規則に定める。

第3 調査官

調査官は、法律に関する調査を行うため、最高検察院が任命する。

調査官は、次の権利及び義務を有する。

- － 検察官が指定する刑事事件の捜査を行う。
- － 検察官の指示に従い、事件簿の内容を検証し、その意見又は決定を起案する。
- － 原告、被告及び事件の関係者から供述を聴取する。
- － 事件に関係する情報及び証拠を収集する。
- － 法律に定める他の権利及び義務を履行する。

第4 捜査機関による法執行の監視

1 監視の目的

最高検察院及び下級検察院は、以下の目的のため、捜査機関の法執行を監視する。

- － 発生する犯罪すべてを認識し、法律に定める刑罰からの回避を防止する。
- － 適切な証拠、又は法律に基づかない刑罰、又は個人の権利の制限を防止する。
- － 犯罪者の合法的な勾留、逮捕及び拘置を保障し、検察官又は裁判所が発付する逮捕状のない逮捕、勾留又は家宅捜査を防止する。ただし、現行犯又は緊急時の逮捕、捜索を除く。

2 捜査機関の法執行監視における検察院の権利及び義務

- － 検証のため、捜査機関に犯罪に係する刑事事件簿、文書及び情報を請求する。
- － 刑事事件の捜査に参加し、必要な場合は、捜査を実施する。刑事事件の捜査において、検察官は、代わりに捜査を行う者を任命することができる。
- － 捜査機関長官が不当に発した命令を破棄する。
- － 刑事事件の捜査、犯罪抑止、犯罪の解釈、捜査手段の適用及び犯人の認定について提言書を提出する。
- － 現行犯又は緊急でない犯罪に関連する召喚、抑留、逮捕、勾留、家宅捜査、及び仮釈放命令を発付する。
- － 刑事訴訟法に定めるとおり、捜査期間及び勾留期間を延長する。
- － 捜査官又は調査官に対し、追加捜査に関する提言書とともに事件簿を返却する。
- － 訴訟手続中に法律に違反した捜査官又は調査官の捜査終了命令を発付する。
- － 捜査を開始し、事件を取り下げ、又は手続を中止し、訴追し、裁判所に事件簿を送付する。
- － 法律に定めるその他の権利及び義務を履行する。

第2章 捜査機関

第1 捜査機関

捜査機関には次のものが含まれる。

- － 警察捜査機関
- － 軍事捜査機関
- － 税関捜査機関
- － 森林捜査機関
- － 法律に定めるその他の機関の捜査機関

第2 捜査機関の役割及び任務

捜査機関の役割は、早急に、完全に、かつ包括的な方法で犯罪を認識するため、捜査段階で刑事手続を実施し、犯人を訴追し、法の裁きからの回避、及び無実の者の処罰を防止し、法の適切で、かつ公平な執行を保障することである。

1 刑事訴訟手続における捜査機関の権利及び義務

- － 犯罪に関する個人及び組織からの告発及び報告を受理する。
- － 刑事訴訟法第23条第2項に基づき、捜査を開始し、又は開始しない命令を発し、報告書など命令の写しを検察官に送付し、捜査を開始しない命令の発付を告発者、報告者、又は組織に通知する。

- 勾留中の容疑者の釈放を含め、法律に定める捜査手段及び抑留措置を用いて捜査を実施し、検察官にその報告書を提出する。
- 刑事訴訟法第 35 条に基づき、刑事手続に関与する者に召喚状を発し、法的援助を提供するために被告人の保護者又は弁護人に刑事手続に参加することを許可する。
- 刑事訴訟法第 28 条第 4 項に基づき、起訴の内容を被疑者、被告人、保護者、弁護人又は刑事手続に関与するその他の当事者に説明する。
- 刑事訴訟法第 60 条に基づき、刑事手続に関与する者に召喚命令を発し、刑事訴訟法第 61 条に基づき、容疑者の勾留及び釈放命令を発する。
- 刑事訴訟法第 62 条、63 条及び 64 条に定めるとおり、検察官又は裁判所が発した逮捕状に基づき、被疑者を逮捕し、現行犯又は緊急の場合は、犯人を逮捕し、逮捕記録を作成する。
- 刑事訴訟法第 67 条に基づき、現場で容疑者又は被疑者を拘束する命令を発する。
- 刑事訴訟法第 43 条、44 条及び 45 条に基づき、容疑者、被疑者、証人又はその他の者の供述を聴取し、記録する。
- 刑事訴訟法第 46 条に基づき、被疑者を同時に取り調べる。
- 刑事訴訟法第 47 条、48 条及び 49 条に基づき、現場検証、死体の検死を行い、法医学検査の報告書を作成する。
- 刑事訴訟法第 50 条に基づき、鑑定のため、鑑定人の任命命令を発する。
- 刑事訴訟法第 51 条、52 条、53 条及び 54 条に基づき、建物、車両及び個人を捜索し、その結果報告書を作成する。
- 刑事訴訟法第 55 条及び 56 条に基づき、証拠品の押収、差押え及び保管命令を発する。
- 刑事訴訟法第 57 条、58 条に基づき、情報を検証し、証拠を確認し、検討する。
- 刑事訴訟法第 41 条、61 条及び 65 条に基づき、捜査及び勾留期間の延長を請求する。
- 刑事訴訟法第 39 条に基づき、検察官に捜査結果を報告し、事件簿を送付する。
- 刑事訴訟法第 69 条及び 71 条に基づき、刑事事件を中止し、又は取り下げ、その旨を検察官に報告する。
- 刑事訴訟法第 70 条及び 72 条に基づき、中止され、又は取り下げられた手続を再開する。
- 刑事訴訟法第 23 条に基づき、上級検察院の検察官に、下級検察院の検察官が発した命令の変更を要求する。
- 刑事訴訟法第 28 条、29 条、30 条、31 条、32 条、33 条、34 条及び 35 条に基づき、被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事責任を負う当事者、証人、鑑定人、通訳人、弁護人又は法律擁護者、又はその他の関係当事者の弁護における権利を保障する。
- 法律に定められ、上級機関から与えられた他の権利及び義務を履行する。

2 捜査機関の訴訟手続における権利及び義務の範囲

捜査機関	中央レベル	地方レベル	刑事事件
警察官	内務省	省，省都，区，区主要都市	全般
税関職員	財務省	省，省都，区，区主要都市	法律に基づき，税関，税金及び貿易に関連する事項の範囲内
森林職員	農林省	省，省都，区，区主要都市	法律に基づき，森林，自然資源，環境に関連する事項の範囲内
軍人	国防省	省，省都，大隊	法律に基づき，軍隊に関連する事項の範囲内

第3章 刑事手続参加者

刑事手続の参加者とは，法律（刑事訴訟法第 27 条）が定める刑事手続の参加者，組織である。

刑事手続の参加者は，次の者を含む。

- － 被疑者又は被告人
- － 被害者
- － 民事原告
- － 民事責任を負う当事者
- － 証人
- － 鑑定人
- － 通訳人
- － 弁護士又は他の擁護者

第1 被疑者又は被告人

被疑者は，（刑事訴訟法第 40 条に基づいた）直接訴追の場合を除き，捜査官又は検察官の捜査命令に基づいて刑事手続に付された者である。

起訴された被疑者は，被告人と呼ばれる。

1 被疑者又は被告人の権利

被疑者又は被告人は，次の権利を有する（刑事訴訟法第 28 条）。

- － 起訴について通知を受け，自らを擁護する。
- － 証拠を提出する。
- － 請求を提出する。
- － 捜査の終了時に，事件記録を読み，その写しを取り，又は事件記録の必要な抜粋の写しを取る。

- － 弁護士又はその他の擁護者を選び、接見する。
- － 公判に参加する。
- － 裁判官、検察官、捜査官、調査官、鑑定人又は通訳人を忌避する。
- － 捜査官、調査官、検察官及び人民裁判所の行為又は命令で、不適切と認めるものについて異議を申し立てる。
- － 審理で最終陳述を行う。
- － 捜査官、調査官、検察官の命令、又は人民裁判所の命令、差止め命令及び決定に対し、異議を申し立て、破棄を求める。

刑事手続を実施する上で、被疑者又は被告人が、自らを擁護し、又は弁護士若しくは擁護者の法的援助を受け、捜査命令が発せられたときから弁護士又は擁護者と接見する権利を有することを理解する必要がある。したがって、捜査官、調査官、検察官及び人民裁判所は、被疑者又は被告人の正当な権利及び利益を保護するため、被疑者又は被告人の擁護権を保障しなければならない（刑事訴訟法第7条及び35条）。

検察官は、被疑者又は被告人に対する罪状を立証する証拠を提出しなければならないが、被疑者又は被告人は、自らを弁護する証拠を提出する権利を有するが、無実の証拠を求める義務は負わない。

被疑者又は被告人は、裁判所の有罪判決が確定するまで、無罪であると見なされ、適切な処遇を受け、他の受刑者と合同で抑留し、又は労働させることを避け、家族からの差し入れを受け、家族に会うことを許可される。

2 被疑者又は被告人の義務

被疑者又は被告人は、次の義務を有する（刑事訴訟法第28条）。

- － 捜査官、調査官、検察官、又は人民裁判所の発付した命令、及び召喚状に従い出頭する。
- － 起訴事実に関して意見を述べ、又は説明をする（被疑者又は被告人の供述聴取については、第5章第1・1・(3)及び第1・2・(1)を参照）。
- － 審理中、人民裁判所の規則及び命令に従う。

第2 弁護士又はその他の擁護者

弁護士とは、被疑者、被告人、被害者、民事原告、又は民事責任を負う者の正当な権利及び利益を保護するために手続に参加する者である。

擁護者は、弁護士、組織の代表者、配偶者、親、保護者又は近親者になることができる。

被疑者又は被告人が18歳以下の未成年者、ろう哑者、精神障害者で、又はラオ語が話せず、又は刑罰に死刑が含まれ得る者には、擁護者が必要である。被疑者又は被告人に擁護者がいない場合、人民裁判所は、その者のために弁護士を指名する。

法執行官は、弁護士が、訴訟当事者の事件における権利を保護するために法的援助を提供することを理解し、訴訟手続を完全かつ客観的に実施するため、事件に関する情報及び証拠

を提供するに当たり、法執行機関を援助する。したがって、法執行官は、弁護人に便宜を図り、法律に定める弁護人の権利を尊重しなければならない。

1 弁護人又はその他の擁護者の権利

弁護人又はその他の擁護者は、刑事訴訟法第 35 条に定める以下の権利を有する。

- － 被疑者又は被告人に接見する。
- － 捜査の終了後、事件簿の文書の閲覧を請求し、事件簿の必要な情報を複写し、又は書き写す。
- － 証拠を提出する。
- － 要求を提出する。
- － 公判に出席し、陳述する。
- － 裁判官、検察官、裁判所職員、捜査官、鑑定人又は通訳人の忌避を申し立てる。
- － 捜査官、裁判所職員、検察官の行為若しくは指示、又は人民裁判所の命令、判決、決定に対し異議を申し立てる。
- － 顧客のために事件を処理したために受ける生命、身体、自由又は財産に対する脅威から、法律に定められた保護を受ける。

弁護人又は他の擁護者は、捜査開始の指示があったときから刑事手続に参加することができる。

2 弁護人又はその他の擁護者の義務

弁護人又はその他の擁護者は、刑事訴訟法第 35 条に定める義務を負う。

- － 被弁護人の正当な権利及び利益を保護するために、法に定められたすべての擁護措置を講じる。
 - － 被弁護人に法的援助を提供する。
 - － 適切かつ公正な訴訟手続を保証するために、倫理規定に従い、証拠調べに貢献する。
- さらに、弁護人は、弁護士会の特定規則に定めるその他の権利及び義務を履行しなければならない。

第 3 その他の刑事手続参加者

民事原告、民事責任を負う者、証人、鑑定人及び通訳人の権利及び義務は、刑事訴訟法第 29 条、30 条、31 条、32 条、33 条及び 34 条に定める。

第4章 刑事訴訟手続

第1 刑事訴訟手続の段階

ラオス人民民主共和国の刑事訴訟は、次の七段階に分けられる。

- ① 捜査の開始（捜査機関長官又は検察官が決定）
- ② （捜査官，検察事務官又は検察官による）捜査
- ③ 被疑者の訴追
- ④ 第一審
- ⑤ 控訴審
- ⑥ 破棄審
- ⑦ 裁判所の判決執行

このマニュアルでは、刑事訴訟の最初の三段階、つまり、

- ① 捜査の開始
- ② 捜査
- ③ 訴追

のみを取り扱う。

第2 捜査

1 捜査の開始

捜査開始段階は、刑事訴訟の第一段階であり、捜査開始命令は、捜査実施の基本的指示であるため、重要な段階である。

捜査は、事件又は個人について開始することができる。事件に関する捜査の開始は、犯人の身元がまだ不明である場合に発生し、個人の捜査は、犯人の身元が判明しているときに開始する。

捜査の開始は、次の目的のための基本となる。

- － 刑事事件で判明した犯罪に関する情報更新
- － 訴訟手続における、被疑者から被告人への身分の変更
- － 被害者，民事原告，民事責任を有する当事者，証人，擁護者又は弁護士など，訴訟参加者の権利及び義務の認識
- － 捜査手段及び抑止手段の適用
- － 法令に基づいた刑事訴訟所轄機関の権利及び権限の管理
- － 刑事訴訟の次の段階への移行

よって、捜査開始命令は、刑事訴訟法第36条，37条のみに基づき、捜査機関長官又は検察官が発しなければならない。

刑事事件の捜査開始命令は、以下の正当性，根拠に基づいていなければならない。

- (1) 個人又は組織からの犯罪に関する告発又は報告

個人又は組織とは、犯罪の被害を受けた、又は犯罪に関する情報を有する国民、政党組織、国家組織、ラオス国家建設前線、集団組織、社会組織、及び会社を意味する。報告は、口頭で、又は書面で、捜査機関又は検察官に届けることができる。報告を受け取った職員は、その旨の報告書を作成し、証拠として、報告者及び受理者両方が署名しなければならない。

当該報告書は、報告を受理した職員の氏名、地位及び階級、報告が提出された場所及び日付、並びに、報告者の氏名、職業、住所、及び事件が発生した日時、場所等を記載しなければならない。

(2) 犯人の自首

犯罪を行い、又は犯罪を計画した後に後悔し、捜査機関又は検察院に自首した者は、刑事訴訟法第 36 条第 2 項に基づき、刑事捜査開始の根拠となる。

(3) 犯罪痕跡の発見

人、物若しくは文書など、その形態にかかわらず、犯罪の痕跡を発見し、又は個人若しくは組織から犯罪に関する情報を受理した捜査官、検察事務官又は検察官は、それを捜査開始の根拠とする。

捜査機関の長官又は検察官は、上記根拠を形成する各種条件及び原因を詳細に検証し、犯行を示す証拠があると認める場合は、捜査開始命令を発する。

捜査機関長官又は検察官は、いずれの場合も、捜査開始前に犯罪の種類を確認する必要がある。軽罪又は軽い刑事事件で、その刑罰が、最長 3 年を超えない懲役刑であり、完全な証拠がある場合は、捜査官又は検察事務官は、捜査を開始せず、直接訴追のために、証拠品とともに事件簿を直接検察官に送付することができる（直接訴追—刑事訴訟法第 40 条）。

(4) 捜査機関は、捜査開始命令の発付後、捜査を捜査官に委任する前に、法律に定めるとおり、検察官に命令の写しを提出して報告しなければならない。

捜査機関からの捜査命令を受理したとき、検察官は、その情報、証拠、事実及び犯罪に関する記述に基づいて、その報告書を検討する。捜査機関が発した捜査命令が確固たる情報に基づいていると認める場合、検察官は、正式に、捜査機関に捜査の実施を通知する。

捜査機関又は下級検察院の検察官が発した捜査命令の検討後、捜査を開始する十分な根拠がなく、犯罪要素が欠落していると認める場合は、捜査機関長官又は下級検察院の検察官が発した捜査命令の破棄命令に続いて事件取下命令を発し、関係捜査機関又は検察官及び関係者、組織にその旨を通知する。

2 捜査を開始しない命令

(1) 捜査機関長官又は検察官は、刑事訴訟法第 37 条に基づいて、捜査を開始しない命令を発することができる。

捜査開始を正当化する確固たる情報がない場合、又は刑事訴訟手続を無効とする出

来事が発生した場合は、検察官は、捜査を開始しない命令を発し、当該命令について、告発者、報告者又は組織に通知しなければならない。訴訟当事者（原告及び被告）は、捜査機関長官及び検察院が発した捜査を開始しない命令に対して、当該通知を受領した日から7日以内に異議を申し立てる権利を有する。捜査機関長官が発した捜査を開始しない命令に対する異議申立ては、同級検察院に提出しなければならない。検察官が発した捜査を開始しない命令に対する異議申立ては、上級検察院に提出しなければならない。

捜査を開始しない根拠となる、刑事訴訟手続を無効とする原因（刑事訴訟手続第4条）には、以下のものがある。

ア 犯罪を示す事実の欠落

犯罪を示す事実の欠落とは、当該事実が存在していないがために、犯罪を示す事実が発生しなかったことを表す。告発又は報告は、犯罪に関してではなく、民事紛争又は行政紛争について言及していることになる。

イ 犯罪要素の欠落

- － 対象
- － 原因、効果
- － 意図
- － 被害

上記の要素のうち一つが欠落していれば、犯罪は存在しない。

ウ 刑事告発の時効

捜査開始命令を発する前に、告発又は報告が時効が徒過する前になされたか否かを検証しなければならない。刑事告発の時効（刑法第25条）は、以下のとおりである。

- － 軽罪1年
- － 軽い刑事事件7年
- － 刑事事件15年

刑事告発の時効は、犯行日から起算する。過去の犯行の時効が徒過する前に新しい犯行があった場合は、時効は、新しい犯行日から起算する。訴訟手続が中断した場合は、時効は、犯人が自首し、又は逮捕された日から開始する。

エ 恩赦

国会の会期で恩赦が与えられた場合、犯罪者は訴追されない。

オ 社会に対する脅迫行為を行った15歳未満の児童

ラオス人民民主共和国の刑法に従って、15歳以上の犯罪者は、犯行により刑事責任を負う（刑法第17条）。

社会に対する脅迫行為を行った15歳未満の児童は、当該行為が犯罪であっても、刑事責任を負わない。したがって、捜査を開始する理由が存在しない。

カ 親族間の軽傷、後遺症を残さない傷害、中傷、名誉毀損、死亡者の冒瀆、名誉毀損、親族の所有物侵害、不法侵入及び背信のように、刑法第22条に定める、社会に対する

大きな脅威と見なされない行為に関しては、被害者は、告発せず、又は申立てを取り下げ、又は訴訟手続の中で被害者及び被疑者間で和解する。

キ 犯人の死亡

犯人が、捜査命令の発付以前に死亡した場合は、捜査を開始しない命令を発付する。

ク 手続取下命令又は裁判所確定命令の同日発付

告発又は報告が、既に訴訟手続に付されている事件に関連しており、その事件について手続の取下命令又は裁判所の確定命令が発せられた場合は、捜査機関長官又は検察官は、捜査を開始しない命令を発しなければならない。

- (2) 捜査機関長官又は検察官が捜査を開始しない命令を発した場合、その旨について関連する検察官に報告し、告発者又は報告者が命令に対する異議申立て権を行使できるよう、命令の内容を告発者又は報告者に通知する。
- (3) 検察官は、報告又は告発者からの異議申立てにより、捜査機関又は下級検察院の検察官が発した捜査を開始しない命令について知ったとき、当該命令を検討しなければならない（刑事訴訟法第 38 条）。捜査を開始するための確固たる情報及び証拠が不足していると認める場合は、検察官は、捜査機関又は直近下級検察官の捜査を開始しない命令に対して異議を申し立てない決定を発する。
- (4) 捜査機関又は下級検察院からの捜査を開始しない命令を検討した結果、検察官が、捜査を開始する十分な根拠があると考える場合は、捜査機関又は下級検察官が発した捜査を開始しない命令を破棄する命令、及び捜査命令を発し、訴訟手続のため、当該命令を捜査機関又は下級検察官に送付しなければならない。

第 5 章 捜査手続

第 1 情報及び証拠の提出

1 情報及び証拠提出の重要性

- (1) 刑事事件における情報及び証拠の提出は、人証、物証、書証の形態にかかわらず、事件に関係する情報及び証拠を収集することを目的とする捜査機関、調査官、検察官の業務である。情報及び証拠提出は、刑事訴訟手続の重要かつ中心的な活動である。刑事事件の証拠は、社会的に危険な行為、行為者の有罪及び刑事訴訟手続で参照する出来事の存否を示す現実の情報である。ある者が犯罪を行ったことを立証するには、当該者を法の定める刑罰に処し、無実の者の処罰を避けるため、十分、完全かつ客観的な証拠が必要である（刑事訴訟法第 21 条）。

刑事事件の捜査において情報及び証拠を提供するとき、次の事項を確認しなければならない。

- － 犯罪の事実（時間、場所、凶器及び犯罪の状況）
- － 被疑者の有罪及び動機

- 責任の程度及び特徴を示す状況、並びに、被疑者の特徴、性格を示す他の事実
- 犯罪の特徴、被害の程度
- 犯罪の条件

上記の事項は、情報及び証拠によって立証しなければならない。

(2) 捜査官、調査官及び検察官は、刑事事件には三種類の証拠があることを常に留意していなければならない（刑事訴訟法第20条）。

①物証：この証拠は、爆弾、拳銃、槍、矢、サーベル、なた、ナイフ、化学物質、車両など、犯罪に関連した物から得られる。

②書証：この種の証拠は、修業証書、診断書、財務表、商業文書、建設許可、青写真、図面、写真及び犯罪に関連したその他の文書から得られる。

③人証：この証拠は、容疑者、被疑者、被告人、被害者、証人の供述、及び犯罪に関する鑑定人の結論から得られる。

上記の各種証拠は、主要な証拠源から直接、又は間接的に、又は伝聞で得ることができる。

直接、又は主要な証拠源から得られた証拠は、被疑者の供述、犯人に関連する痕跡及び物から得られた証拠、又は被害者の供述、及び被害者に関連する物、直接犯罪を目撃した証人の証言、現場検証、法医学検査から得られた各種物体を含む。

間接的に、又は伝聞で得られた証拠は、事実について直接個人的に知っているのではなく、他の者を通して事実について知った者の供述から得られた証拠を含む。

刑事事件の捜査において、捜査官、調査官又は検察官は、被疑者が犯人であることを証明する証拠（犯罪と被疑者を結び付ける証拠）収集を保障しなければならない。同時に、証拠収集は、被疑者の無罪を証明し（犯罪と被疑者を結び付けない証拠）、刑事責任を軽減し、又は罪状から被疑者を釈放することを保障しなければならない。

(3) 情報収集に当たり、捜査官、調査官又は検察官は、次の点を強調しなければならない。

- 被疑者、被告人及び他の関係者から供述を聴取するに当たり、強制、脅迫、又は不法な手段を使用してはならない（刑事訴訟法第17条第2項）。
- 被疑者に真実と異なる自白をさせるために、誘導尋問によって、又は、訴追をしない、若しくは釈放するという約束により供述を聴取してはならない。
- 法律を遵守せず供述を聴取した場合、当該供述は無効であり、公判では証拠と見なさない。
- 法律を遵守しない機関は、被害者の名誉及び利益に対する損害賠償責任を負う。法律を遵守しない公務員又は個人は、その行為の性質によって懲戒処分を受け、又は訴追される（刑事訴訟法第18条）。さらに、当該者及び公務員は、損害賠償責任を負う。

2 証拠収集開始

捜査機関長官又は検察官の捜査命令発付により、刑事訴訟が開始したと見なされる。したがって、捜査官、調査官又は検察官は、関連事件に関する証拠を収集するために、法律に定める捜査手段及び抑止措置を適用する全権限を有する。

(1) 人証収集

捜査官、調査官又は検察官は、事件に関連する者から供述を聴取することによって証拠を収集しなければならない。事件関係者は、召喚して、又は必要に応じて、犯罪現場で聴取することができる。

事件関係者とは、被疑者、被害者、証人、擁護者又は弁護士、民事原告及び民事責任を有する者が含まれる。

召喚する場合、召喚状は、供述聴取期日の遅くとも3日前までに関係者に送付しなければならない。召喚状は、二部作成し、原本は、関係者が保管し、写しは、当該関係者が署名し、当該者が召喚状を適切に受け取った証拠として関係機関に返送する。

ア 被疑者の供述聴取（刑事訴訟法第43条）

- 捜査官及び調査官は、捜査命令の発付後、早急に被疑者から供述を聴取しなければならない。被疑者から早急に供述を聴取できない場合は、被疑者の病気など、供述を早急に聴取できない理由を記録しなければならない。
- 被疑者の供述は、捜査官、調査官又は検察官の捜査機関で聴取しなければならない。しかし、必要に応じて、病院、医療機関又は犯罪現場などで聴取することができる。
- 被疑者の供述を聴取する前に、捜査官、調査官又は検察官は、被疑者に対する罪状を述べ、刑事訴訟法第28条に基づく被疑者の権利及び義務について説明しなければならない。
- 刑事訴訟法第28条に基づく被疑者の義務は、被疑者の供述に対する責任は含まない。これは、被疑者の供述拒否は、罪状免除の条件とならないため、被疑者は、真実又は虚偽の供述をすることができる、という意味である。刑事訴訟手続では、被疑者又は被告人の自白に依存するよりもむしろその不正行為の証拠を求める。被疑者又は被告が無実を主張し、又は、自白することを拒否した場合でも、有罪の証拠がその反対を示す場合は、被疑者又は被告は、有罪となる（第21条第3項）。被疑者が罪状のとおり有罪であることを証する十分な証拠がある場合は、検察官は、法律に従ってその者を訴追することができる。

被疑者又は被告人の供述を聴取するに当たり、強要、強制、強迫、暴行又は法律に基づかないその他の手段を用いることは禁じられている（刑事訴訟法第17条）（詳細は、第5章第1・1・(3)を参照）。

イ 被害者、民事原告、民事責任を有する者及び証人の供述聴取

被害者，民事原告，民事責任を有する者及び証人の供述を聴取するに当たり，その権利及び義務を本人に通知しなければならない。被害者，民事原告及び証人の場合は，その供述に対する責任について警告しなければならない。虚偽の供述をした場合，刑法第 153 条に基づいて刑事責任が発生する。

ウ 18 歳未満の未成年者，ろう哑者，精神障害者の供述聴取

自らの権利を行使できない 18 歳未満の未成年者，ろう哑者，精神障害者の供述聴取には，その弁護士，教師，両親，保護者又はその他の代理人が参加する必要がある。これらの者の供述聴取は，情報取得のみを目的としており，証人と見なさない（刑事訴訟法第 44 条）。

18 歳未満の未成年者が被害者となった場合，その供述を聴取するに当たり，その者に刑事訴訟法第 29 条に定める権利及び義務を通知しなければならない。

15 歳以上 18 歳未満の未成年者の被疑者の供述を聴取するに当たり，刑事訴訟法第 28 条及び 43 条に定める被疑者の供述聴取に関する規則を適用する。

エ ラオ語を話さない者の供述聴取

訴訟手続に関与する者は，ラオ先住民族，無国籍者，外国籍者及びラオ語を話さない外国人であることもある。これらの者の聴取には通訳人が必要である。

したがって，捜査官，調査官又は検察官は，供述聴取のために通訳人を任命し，ラオ語に通訳させる。

オ 供述調書

捜査官，調査官，又は検察官は，聴取した各供述を記録しなければならない。当該記録は，供述調書が作成された場所，日時，捜査官，調査官，検察官の氏名，地位，聴取した供述，記録者，供述者の氏名，経歴，その他供述調書の規定事項を記載しなければならない。供述の聴取後，捜査官，調査官，検察官及び記録者は，記録の内容を供述者に読み聞かせ，又は，供述者に記録を読ませなければならない。その後，供述聴取の参加者全員及び供述者は，全員，証拠として供述調書の各頁に署名し，親指で捺印しなければならない。18 歳未満の未成年者，ろう哑者及び精神障害者の供述を聴取したときは，その両親，保護者又は弁護士が，供述を証明するために，供述調書に署名し，親指で捺印しなければならない。

供述聴取に当たり，供述調書の表現が修正され，又は追加された場合は，捜査官，調査官又は検察官，記録者及び供述者は，修正箇所又は追加箇所の横に，証明として署名しなければならない。供述者が署名，親指捺印を拒否する場合は，捜査官，調査官又は検察官及び記録者は，その旨について供述調書の最後に記載しなければならない。供述調書は三部作成し，一部は事件簿に編てつし（原本），もう一部は捜査官，調査官又は検察官が保管し，もう一部は，供述者に渡す（刑事訴訟法第 45 条）。供述調書は，正確なラオ語で明確に記載しなければならない。日時は，国際暦に従って記載し，太陰暦などの地方暦又はラオス暦は審理中の混乱を引き起こす可能性があるため避けなければならない。

カ 対質

二名の者の供述が一致しない場合、捜査官又は調査官は、両者の対質を実施することができる。ただし、対質は、二名を越える者の間で行ってはならない。

対質は、二名の一致しない供述の中から真実を見つけることを目的とする（刑事訴訟法第46条）。

対質は、捜査官又は検察官が証拠を詳細に、真実と一致しているか否かを検討する機会であり、同時に、供述者の視点を判断する機会になる。

捜査官又は調査官は、以下の者の供述が一致しない場合、対質を行うことができる。

- － 被疑者二名
- － 被疑者及び被害者
- － 証人二名
- － 証人及び被害者
- － 被害者二名

以下の者の対質は不必要である。

- － 民事原告及び民事責任を有する当事者
- － 被害者及び民事責任を有する者

（上記の者の対質は、刑事事件の解決と関係がない。）

キ 情報検証（刑事手続法第57条）

- － 情報検証とは、証拠の信ぴょう性を検証し、証明するために、関係者の特定の行為を再現することであり、情報の信用性を検証する必要がある場合に特に必要な捜査手段である。
- － 情報検証は、捜査官、調査官又は検察官が主導権を持って実施する。
- － 情報の検証には、少なくとも二名の証人及び被害者が出席していなければならない。必要であれば、検察官及び鑑定人も出席しなければならない。
- － 情報は、人命、健康、環境、人の名誉に危害を加えない場合のみ検証することができる。

情報の検証に当たり、被害者又は証人に対し、出来事の再現を要求することができる。

情報の検証は、写真に撮影し、測定し、記録し、対質を記録しなければならない。

ク 認定及び認識（刑事訴訟法第58条）

- － 認定は、捜査で適用される手段であり、証人又は被害者に、被疑者又は被告人を犯人として認定することを求める。
- － 認定のため、認定すべき者を類似した身体的特徴を持つ者三名以上と一緒に立たせ、認定者は、条件を知らされずに犯人を認定することを求められる。認定前に、認定を求められた者は、目撃した人物の身体的特徴、特別な外見を含む状況に関する供述を求められる。
- － 認識は、捜査手段の一つであり、証人又は被害者が目撃した犯罪又は死体に関連した物を認識することを求められる。

- 認識において、認識すべき物は、類似した特徴、種類の物三つ以上と同じ箇所に置き、証人に、事件に関連する物を認識することを求める。この前に、証人は、目撃状況、目撃物の特徴及び特定の外見について供述しなければならない。
- 認定及び認識過程は、詳細に記録しなければならない。

(2) 書証収集

書証は、被疑者の有罪、無罪を確認する上で重要な証拠であると考えられている。財務諸表、診断書、旅券、事件に関連する文書など、証拠とされた文書は、訴訟手続の中で、個人又は組織から取得することが可能である。文書を証拠と認める前に、捜査官、調査官又は検察官は、当該文書が法的に有効であるか否か、事件に関連しているか否かを徹底的、客観的かつ確実に検討し、検証しなければならない。

客観的な検証及び評価の後、文書に留保すべき点がある場合、又は、適切であるか否か、押印、署名又は文字が偽造されたものでないか否か判断できない場合は、訴訟手続実施機関は、文書の有効性を証明するために、署名、指紋、文字の検証について関係当事者に意見を求めなければならない。証拠調べにおいて、訴訟手続担当機関が検討を請求した証拠のみが、法的証拠と見なされる。

(3) 物証収集

物証を収集するに当たり、捜査官、調査官又は検察官は、事件の本質的証拠となる物を収集する。しかし血痕、精子、毛髪、唾液、指紋など、特殊な物は、各専門家が収集しなければならない。

物証は、以下の物を含む。

- 毛髪、(皮膚)細胞、血痕、唾液、精子、尿、便及び人体の一部を成す物など、人体から得られた物証
- 爆弾、爆発物の一部、拳銃、弾丸、薬のう、ナイフ、なた、剣、有毒液、薬物、シャツ、ズボン、ボタンなどの形態の物証
- 指紋、足跡、靴の跡、タイヤの跡など、痕跡の物証

物証は、以下の方法で取得できる。

- 身体検査
- 家宅搜索、車両の搜索
- 犯罪現場検証及び死体の法医学検査

搜索は、人民検察院又は人民裁判所の書面による指示に基づいてのみ行うことができる。ただし、緊急かつ必要な場合には、搜索終了時から24時間以内に検察官に報告書を提出するという条件の下で実施することができる。搜索の実施に当たり、搜索参加者は、搜索場所、車両の所有者又は検査を受ける者に対し誠実さをもって搜索を行わなければならない(刑事訴訟法第51条)。

ア 身体検査

身体検査は、捜査官、調査官又は検察官が刑事訴訟法第51条及び53条に基づいて

実施する捜査手段である。

身体検査は、事件に関連する物又は刑事手続で使用する物及び違法物を捜索するために、被逮捕者、被勾留者又は容疑者の身体を検査することである。さらに、身体検査は、拘置所の治安及び秩序を保障するために行う。

行政検査は、治安、秩序を守り、犯罪を防止するという一般的目的のために行う。

身体検査は、ある者が逮捕され、又は勾留されたときに、勾留又は逮捕担当の役人が実施する。

身体検査は、対象者と同性の者が行う。対象者が女性の場合は、検査を行う者も女性で、閉鎖した場所で行わなければならない。女性職員がいない場合は、信頼できる女性を任命して検査を行うことができる。

身体検査で押収する物は、犯罪に関係する物又は違法物でなければならない。

身体検査は、正確に記録しなければならない。ある物を証拠物として押収した場合は、記録にその物の名前、数量、種類、重量、品質、特徴などを記載しなければならない。合法的な個人的所有物は、適切な返却記録に基づき、元の状態のまま、被逮捕者の前でその家族に返却しなければならない。家族が当該所有物を取りに来ない場合は、所有物の一覧を作成し、逮捕者が釈放されるときに返却するまで保管する。

イ 家宅捜索、車両捜索

家宅とは、住居及び一家族が定住所として使用する庭園、船舶、ボート、事務所、宿泊所、ホテルなどを指す。

家宅捜索は、捜査官、調査官又は検察官が、捜索した場所に証拠又は違法物が保管され、又は隠匿されていると確信するときに、それらの物を捜索することを目的とする。

家宅捜索には、検察官の捜索状を必要とする。緊急の場合は、捜査官又は調査官は、検察官の捜索状なしに実施することができるが、捜索後 24 時間以内に検察官にその旨を報告しなければならない（刑事訴訟法第 51 条）。

自動車、ボート等、違法物若しくは犯人を隠すために使用していると嫌疑のある車両の捜索は、何時でも実施することができるが、車両の所有者の面前で行わなければならない（刑事訴訟法第 53 条第 1 項）。

(7) 報告書及び捜索令状発付請求を受理した後、検察官は、捜索に根拠があるか否かを緊急に、かつ徹底的に検討しなければならない。根拠がある場合、請求に基づいて捜索令状を発付する。根拠がなければ、捜索令状は発付しない。検察官は、関係捜査機関に捜索令状の発付を拒否する理由を書面で通知しなければならない。

(4) 検察官から捜索令状を受理した後、捜査官及び調査官は、その捜索令状に基づいて捜索の準備を行い、実施する。

捜索を実施するに当たり、捜査官及び調査官は、捜索が個人の自由を制限する捜

査手段であることを認識し、理解しなければならない。

家宅搜索は、午前6時から午後6時までの日中に実施しなければならないが、午後6時までには終了しない場合は、完了するまで継続することができる。

(ウ) 家宅搜索の手順

家宅搜索は、搜索場所の所有者、村の行政機関代表者及び18歳以上の証人二名以上の立会いの下で行わなければならない。

官公庁及び会社にて搜索を行う場合は、関係する職員の立会いが必要である。

神社仏閣、教会を搜索するときは、長となる僧侶、聖職者、責任者又は関係宗教の代表者が立ち会わなければならない。

家宅搜索中、いかなる損害も避けなければならない。損害が避けられない場合は、最小限に抑えなければならない。

搜索を行う前に、捜査官又は調査官は、搜索場所の所有者及び他の立会人に検察官の搜索令状を読み上げ、所有者に事件の関係物又は違法物を職員に渡すよう要求する。搜索場所の所有者又は代表者が、当該物すべてを渡さない場合は、捜査官又は調査官は、搜索を開始する。しかしその前に、捜査官は、搜索場所の所有者又は代表者に、職員が搜索場所に違法物は持ち込んでいないことを誠意をもって説明しなければならない。

犯罪に関連し、犯行で使用され、又は違法であると見なされ、押収された物、文書は、その性質、特徴、重さ、数量などを詳細かつ正確に記述し、列挙しなければならない。

物を鑑定する必要がある場合は、そのために鑑定人を指名し、搜索場所の所有者及び搜索の参加者は、その旨について報告を受ける。

(エ) 搜索終了後、その報告書を作成し、搜索場所の所有者及びその他の参加者に報告書を読み聞かせなければならない。報告書の内容が真実であると認められる場合、全員が、承認のため報告書に署名をし、親指で捺印する。刑事訴訟法第54条に基づき、報告書の写し一部を事件簿に編てつし、もう一部を搜索場所の所有者又はその代理人に手渡し、もう一部は、保管のために関連する村の機関に渡す。

証拠の押収とは、捜査機関長官又は検察官の押収命令に基づき保護するため、犯罪に係る動産を取り上げ、刑事手続で使用する行為である。押収物は、事件の証拠物となり、裁判所の最終決定が下されるまで、損失又は使用を避け、適切な場所に安全に保管しなければならない。

資産の差押えとは、調査機関長官又は検察官の命令に基づき、犯罪に関連した不動産の変更、交換、取引及び譲渡を禁じる行為である。

押収命令又は差押命令を行使するに当たり、捜査官又は調査官は、物が所在する村の行政機関と調整しなければならない。物の所有者、及び18歳以上の証人二名の立会いの下、押収又は差押えを執行しなければならない。押収又は差押えは、

報告書に正確に記載しなければならず、その報告書には、差押え担当者、所有者、村の機関の代表者及び証人の氏名及び地位を記載する。さらに、報告書には、押収物又は差し押えた物の特徴及び形態を詳細に記載しなければならない。差押えの場合には、制限される行為を正確に記述しなければならない。報告書は、作成した後、全員に読み上げ、真実であると認められた場合は、承認のため、報告書に署名し、親指で捺印する。

押収又は差押え報告書は、三部作成し、一部は、訴訟手続遂行のため捜査官又は調査官に渡し、もう一部は、関連する村の機関に、もう一部は、押収物又は差し押えられた物の所有者に渡す。

捜査機関長官又は検察官が発付した押収令状又は差押え令状は、三部作成し、一部は、執行のため捜査官又は調査官に、もう一部は、関連する村の機関に、三部目は、押収物又は差し押えられた物の所有者に渡す。

(4) 犯行現場における情報収集及び証拠収集（犯行現場の搜索）

犯行現場は、犯罪が発生し、犯人が痕跡、証拠物又は証拠を残した可能性がある場所である。

ア 犯行現場の搜索

犯行現場は、犯罪の痕跡及び証拠、すなわち犯行が行われた状況を明らかにするために役立つ可能性のある物証を見つけるために搜索する。捜査官又は調査官は、犯罪に関連する物を収集するため、犯行現場を搜索しなければならない。

犯行現場の搜索は、捜査の開始前又は後に実施することができ、必要かつ緊急な場合を除き、朝の6時から夕方6時までの日中に実施しなければならない。

犯行現場の搜索は、二名以上の証人の立会いの下で実施しなければならない。殺人、複数の死者を出した事故、放火など、必要な場合は、検察官及び村の行政機関の代表者も参加することができる。

イ 犯行現場搜索手順

(ア) 犯行現場の保全

犯罪に関する報告を受理したとき、捜査官及び調査官は、暴行傷害、死者又は放火などにつながる紛争など、重大な損害を起こしかねない犯罪の拡大の可能性を防ぐため、必要な装備、機器を携帯して迅速に犯行現場に赴き、犯行を抑止しなければならない。

犯行現場が、建物、家屋内である場合は、犯行現場は、入り口をすべて閉鎖し、又は犯行現場をロープで囲い、立入りを制限しなければならない。例えば、死体が大きなホールで発見された場合、椅子やソファで死体が発見された場所を取り囲むことができる。

犯行現場が、歩道、道路、草むら、又は公園のような屋外にある場合、その場所をロープで囲み、保護しなければならない。弾丸、弾薬筒、爆発物の一部、又は衝突した自動車の一部などの証拠が犯行現場から散逸しないよう、犯行現場よりも大

きく取り囲まなければならない。

犯行現場への立入りは、現場の捜索者のみに制限すべきであり、その数は最小にとどめるべきである。関係者は、犯行現場への立入りを禁じられる。

犯行現場で負傷者が発見された場合は、人命救助を最優先するために、証拠が破損される可能性があっても、負傷者を緊急に最寄りの病院に搬送しなければならない。軽傷の場合は、最初にその状況を記録し、その後、病院に搬送する。

凶器が犯行現場で発見された場合は、資格のある鑑定人が完全にそれを鑑定するまで、凶器に触れ、元の状況を変えることは避けなければならない。ただし、公共の場所に弾薬筒が落ちている場合は、容易に消失し、又は、拳銃の場合は雨が降ったときに指紋が消えてしまう場合があるので、現場から取り除かなければならない。このような場合、凶器の状況を詳細に記述し、様々な角度から写真撮影しなければならない。

(イ) 犯行現場捜索中の情報、証拠収集

捜査官、調査官及び犯行現場捜索の関係者は、犯行現場に入る前に、証拠を破壊しないため、各種物証の保全に注意を払わなければならない。

犯行現場の捜索中に、証拠、特に証拠物を発見した場合は、捜査官及び調査官は、それらに触れる前に保護手袋をはめて、物証の場所及び状況を記録しなければならない。

犯罪に関連すると認める物証は、その発見場所を示すため、すべて、至近距離から、かつ離れて写真撮影しなければならない。写真を撮るときは、撮影した物の寸法を示すため、必ず定規又は計測器を並べて置くこと。

物証は、梱包し、固定し、密閉し、安全な場所に保管しなければならない。

現金銀行の手形、外国通貨、銀行小切手、その他の手形及び貴重品等の証拠物は、銀行に預けなければならない。

容易に品質の下がる証拠物は、売却し、その売上金を銀行に預金しなければならない。

ケースに証拠物を保管することは、捜査官及び調査官の権利であり、義務でもある。

証拠物を使用する者、又は、証拠物を破損した者は、刑法第 157 条に従って横領の罪に問われる。

(ウ) 犯行現場における死体の発見

死体検証は、犯行現場で、捜査官、調査官又は検察官が、自ら死体の身元、年齢、職業、住所、死亡時間、死亡が自然な原因によるものであるか否か、死亡原因、死亡時の状況、犯人を検証し、分析し、確認することができないため、複雑かつ困難な作業である。

死亡原因が明確である場合、関係者は、死体の検証が終了するまで、死体を移動し、又は手を加えないことを保障しなければならない。ただし、交通量が激しい場所で死体が発見された場合など、死体の移動が必要な場合は、事件の痕跡を

残しておかなければならない。死体が発見され、その原因が不明で疑わしい場合は、死亡の原因を確認するため、法医学グループ及び医療チームとの調整を適切に行わなければならない。死体検証は、犯行現場で、少なくとも捜査官二名、調査官又は検察官一名及び関連する鑑定人が実施しなければならない。必要な場合は、刑事訴訟法第48条に基づき、村の行政機関代表者も参加することができる。

死体の法医学検査を行ったときは、捜査機関長官又は検察官は、死亡の原因を検証するため、法医学者など、関係資格及び経験を有する鑑定人を指名する。

指名命令には、鑑定人の氏名、検証すべき事項、鑑定人の業務執行時の権利及び義務について記載する。

捜査官、調査官、又は検察官は、当該命令を被告人、被害者、民事原告、民事責任を有する者、保護者又は弁護人に通知する。

検査後、鑑定人は、定められた期限内に検査結果を書面で捜査官、調査官又は検察官に送付しなければならない。法医学検査は、単数又は複数の鑑定人が、一回又は数回行うことができる。再検査は、一回目の検査よりも多くの鑑定人によって行わなければならない（刑事訴訟法第50条）。

ウ 犯行現場検証及び死体検証の文書化

犯行現場又は死体の検証は、捜査官又は調査官が現場で記録しなければならない。記録には、検証の場所、日付、開始時間、終了時間、捜査官又は調査官及び検証に参加したその他の者の氏名、住所、地位、発見された状況、又は発生していた状況、押収物の種類、数量、形態、寸法、重量及び質、並びに、押収物が発見された場所を詳細に記載しなければならない。現場検証中の押収物は、押収令状は特に必要としないが、報告書にその旨記載しなければならない。報告書、図面を作成し、それを読み聞かせた後で、真実であると認められる場合は、検証に参加した者全員が、承認として報告書及び図面に署名し、親指で捺印する。

第2 抑止手段

抑止手段とは、ある程度まで国民の自由に影響を与える措置である。したがって、抑止手段の使用は、捜査機関長官又は検察官が、十分かつ客観的に検討しなければならない。

抑止手段には、次のものがある。

- － 罪状認否召喚
- － 抑留
- － 逮捕
- － 勾留
- － 仮釈放
- － 外出制限
- － 職務、地位の停止

1 罪状認否召喚

罪状認否召喚は、召喚された者が期日に出頭することを保障するための抑止手段である。捜査機関長官又は検察官は、被召喚者が、三度召喚状を受けたにもかかわらず正当な理由なく出頭しなかった場合に、罪状認否召喚命令を発付する(刑事訴訟法第60条)。容疑者、被疑者又は被告人が一回目の召喚状に対して出頭しなかった場合も、罪状認否召喚命令の発付、又は逮捕など他の抑止手段を採る根拠となる。

罪状認否召喚命令は、警察官、村の治安部隊又は執行に関係する各種当局の治安部隊に手渡すことができる。

2 抑留

抑留は、延長の可能性のない、48時間以内の尋問のために容疑者を監禁する目的で、捜査機関又は検察官が採る抑止措置である。いかなる抑留も、捜査機関長官又は検察官の書面による命令が必要である。抑留命令が捜査機関長官から発せられた場合、検察官は、24時間以内に通知を受けなければならない。

ある者が犯人であると信じて供述を聴取するに当たり、捜査官及び調査官は、当該者を抑留することができるが、捜査機関長官又は検察官の抑留命令がなければならない。

刑事事件の情報及び証拠を収集するに当たり、ある者に犯行の嫌疑がある場合、捜査官及び調査官は、当該者を現場で尋問しなければならない。更に尋問を行うために当該者の抑留が必要であると認める場合は、捜査機関長官又は検察官に抑留命令を請求しなければならない。

請求を受理した後、捜査機関長官又は検察官は、捜査官及び調査官からの報告書及び抑留請求を検討し、抑留が必要でないと認める場合は、抑留命令を発しなくてよい。反対に、確固たる情報により請求が裏付けられ、容疑者の抑留が必要であると認める場合は、捜査機関長官又は検察官は、請求された命令を発しなければならない。

容疑者の抑留に当たり、捜査官、調査官又は検察官は、48時間以内に供述を取り、釈放決定を発し、又は、事件について更に調査するため、勾留命令の発付を請求する。

捜査開始のための確固たる情報が不足していると認める場合は、捜査機関長官は、当該者を釈放し、早急にその旨を検察官に連絡しなければならない。捜査開始のための確固たる証拠がある場合は、捜査機関長官又は検察官は、捜査開始命令を発する。捜査機関長官が捜査開始命令を発した場合は、検察官が勾留命令を請求しなければならない。調査官の場合は、検察官が捜査命令及び勾留命令を請求しなければならない。

3 逮捕

逮捕には、通常逮捕及び現行緊急逮捕の二種類がある。

(1) 通常逮捕

逮捕は、現行犯逮捕又は緊急逮捕を除き、検察官又は人民裁判所の逮捕状を要する。

逮捕状を発付する前に、検察官又は人民裁判所は、次の二つの条件を保障しなければならない。

ならない。

① 被逮捕者の行為が、法律により、自由のはく奪を刑罰として定めている犯罪であること。

② 確固たる証拠があること。

検察官は、逮捕状を発する前に、犯罪の要素が完全に具備されているか、行為を検討し、同時に、物証、書証及び証人が十分に被逮捕者の有罪を証明するか否かを検討しなければならない。

さらに、容疑者が逃亡し、証拠を隠滅し、再犯し、被害者若しくは証人への危害を試みないか、又は容疑者が被害者若しくはその他の者から危害を加えられないかなど、他の条件も保障しなければならない。

捜査機関長官又は調査官から逮捕状請求を受理したとき、検察官は、逮捕状を発付する前に、刑事訴訟法第62条に定める逮捕の規則及び条件に基づき、捜査官又は調査官から送付されてきた捜査報告書、概略報告書、事件簿を、請求とともに集中的に検討し、24時間以内に決定を出さなければならない。

逮捕状発付の条件がそろっている場合、検察官は、逮捕状を発し、それを捜査官又は調査官に早急に送付する。逮捕状発付の条件が不十分である場合は、検察官は、逮捕防止命令を発する。捜査機関長官又は調査官は、当該命令の受理から7日以内に上級検察院検察官に命令に対して異議を申し立てる権利を有する。

捜査官又は調査官の逮捕状請求は、その検討のために、正式な請求、概略報告書及び事件簿と一緒に提出しなければならない。提出された報告書及び事件簿の検討の結果、逮捕状発付決定に必要な情報が不足していると認める場合は、検察官は、捜査官又は調査官に確固たる証拠になる追加情報を収集するよう助言し、証拠を収集した時点で、逮捕状を発する。

検察官から逮捕状を受理した後、捜査官及び調査官は、検察官の逮捕状に基づいて容疑者を逮捕するために、関連機関と準備を行い調整する。

(2) 現行犯逮捕又は緊急逮捕の場合

現行犯逮捕又は緊急逮捕は、検察官の逮捕状を請求せずに行うことができる。

現行犯とは、次の条件を指す。

① 犯行中又は犯行直後。

② 犯行後に証人若しくは被害者に追跡されており、又は犯人であると特定されている。

③ 犯行の直後、自らの身体、自宅又は職場に犯行の痕跡を残している。

緊急時の犯行とは、次の場合を指す。

① 前科のある者、又は定住所のない者に犯罪の嫌疑がある場合。

② 犯行の嫌疑がある者が逃亡しようとしている場合。

逮捕は、通常逮捕であろうと、現行犯逮捕又は緊急逮捕であろうと、捜査官又は調査官が、犯罪の性質及び容疑者の反応に応じた手段及び形態を用いて実施しなければならない。

いずれの場合も、逮捕中の容疑者に対する暴行、拷問は禁じられている。通常逮捕の場合、容疑者に逮捕状の内容及び逮捕理由を通知しなければならない。

容疑者の逮捕後、捜査官又は調査官は、24時間以内に検察官に報告し、容疑者の家族、容疑者が勤務している機関又は会社に通知し、手続に支障がない場合は、容疑者が抑留されている場所を連絡する。

僧侶の逮捕は、資格剥奪のため、寺院の長に通知しなければならない。その他の宗教の聖職者に関しても、これを適用する。逮捕後、被逮捕者の供述を、遅くとも48時間以内に聴取しなければならない。

逮捕は、証拠として文書化しなければならない。逮捕報告書には、捜査官又は調査官の氏名、地位、職務及び勤務場所、並びに、被逮捕者の氏名、年齢、職業、地位、居所、逮捕日、時間、場所、罪状、逮捕の理由、根拠、証拠物の詳細名、種類、重量、品質、特徴及び形態を記載しなければならない。

被逮捕者の合法的所有物も、明記し、証拠リストに含む。個人所有物は、被逮捕者の面前で、元の数量、状態で、被逮捕者の家族に返却し、適切な返却記録を作成しなければならない。

4 勾留

勾留とは、捜査実施に関する裁判所の最終決定が出される前の、一時的抑留である。

勾留は、拘留又は懲役による刑罰ではなく、刑事訴訟手続を成功させるために取られる措置である。したがって、勾留は、刑事訴訟法第28条に定めるとおり、被疑者が自らの主張を弁護する権利を行使できるよう、適切かつ一定の場所で行わなければならない。刑事訴訟法第8条によると、被疑者又は被告人は無罪とみなすため、容疑者を他の受刑者と一緒に勾留してはならない。

— 勾留は、刑事事件の被疑者又は被告人にのみ適用する。

— 被疑者の場合は、検察官がその勾留状を発する。

勾留には、検察官の書面による命令が必要であり、刑事訴訟法第62条に定める条件に基づいていなければならない。

勾留は、勾留状が出された日から3か月を超えてはならない。追加捜査が必要な場合は、捜査機関長官の請求に応じて、検察官は、勾留機関を3か月ごとに延長できるが、勾留期間は、軽罪の場合は、6か月を超えてはならない。6か月を超えても、訴追のための証拠が不十分である場合は、検察官は、早急に被疑者の釈放命令を発し、適切な文書に基づいて、被疑者の合法的個人的所有物すべてをその元の状態のまま返却しなければならない。

勾留期間は、刑期に算入する。

抑留又は逮捕後、捜査官又は調査官は、被抑留者又は被逮捕者の供述を聴取し、48時間以内に、その者を釈放するか、勾留するかを決定しなければならない。

追加捜査が必要である場合は、捜査機関長官又は調査官は、勾留状を請求するために、

その請求，概略報告書及び事件簿を検察官に提出しなければならない。

捜査機関長官又は調査官から勾留請求を受理した後，検察官は，事件を完全に，かつ客観的に検討し，24時間以内に釈放を決定するか，勾留状を発付しなければならない。請求に十分な根拠がない場合は，検察官は，勾留状ではなく，抑留又は逮捕からの釈放を命令する。

請求に十分な根拠がある場合，検察官は，勾留状を発付する。

検察官の命令に基づいた勾留の後，3か月の勾留期間が終了間近であるにもかかわらず捜査が不完全であり，勾留期間の延長が必要な場合，捜査機関長官又は調査官は，検察官に期間延長を請求しなければならない。勾留期間延長の請求は，検察官が検討するため，担当の職員が，概略報告書，事件簿，当該請求の理由説明とともに勾留期間の終了の7日前までに提出しなければならない。

勾留期間を延長する前に，検察官は，詳細かつ客観的に報告書及び事件簿を検討し，勾留期間を延長するか否かを決定する。

検察官が，勾留期間の延長請求に十分な根拠があると認める場合は，延長命令を発する。

法に定める勾留期間（軽罪の場合は計6か月，刑事犯罪の場合は1年）が終了したにもかかわらず，訴追のための根拠が不十分であると認める場合は，検察官は，勾留期間を延長せず，被疑者の即時釈放命令を発する。

捜査が完了し，事件を起訴できると認める場合は，検察官は，訴追を実施するため，捜査官又は調査官に事件簿の送付を要請する。

5 仮釈放

仮釈放は，軽罪の場合に，捜査後，裁判所の決定が確定する前の，勾留からの仮釈放である。仮釈放には，検察官の書面による命令が必要である。刑事犯罪の場合は，仮釈放は認められない。

(1) 仮釈放の条件

- 被疑者又は被告人が逃亡し，証拠を破壊し，別の犯行を行い，被害者，証人に危害を加え，又は他の者から危害を加えられると認められない場合。
- 被疑者の仮釈放のために，被疑者が属する組織，代理人，配偶者，保護者，親又は親族に保釈金を請求することがある。

(2) 検察官による法定仮釈放

事件簿の検討の後，検察官が，次の一定の条件が具備されていると認める場合，被疑者の仮釈放命令発付を考慮する。

- 犯行が軽罪である。
- 被疑者又は被告人が逃亡しない，証拠を破壊しない，他の犯行をしない，被害者，証人に危害を加えない，又は被疑者が他の者から危害を加えられない。
- 被疑者又は被告人の属する組織，代理人，弁護士，又は家族から，その仮釈放請求がある場合，かつ，その犯行が軽罪で十分な保釈金が支払われる場合，検察官

は、請求に従って仮釈放命令を考慮する。

仮釈放中、被疑者は、少なくとも月に一度、定められた日時に、担当者に会うことが要求される。

6 外出制限

外出制限とは、犯行を隠匿するために証拠を隠滅し、又は他の者と連絡する機会を与えないことにより、事件の証拠を確保するための抑止手段である。

容疑者又は被疑者は、捜査機関長官又は検察官の許可なく自宅又はその他の場所（一定区画）から外出できないよう制限することができる。

外出制限には、被制限者への条件を定めた捜査機関長官又は検察官の命令が必要である。

容疑者又は被疑者が、外出制限に違反した場合は、より厳しい抑止措置を適用することができる。

7 地位、職務の停止

地位又は職務の停止は、犯罪が容疑者又は被疑者の地位又は職務に関連している場合、捜査妨害を防止するため、その者の地位又は職務を停止することである。

地位又は職務の停止には、検察官からの書面による命令が必要である。地位又は職務停止命令は、その執行のため、容疑者又は被疑者の組織に送付しなければならない。

- 一 捜査官又は調査官が、捜査のために、訴訟手続に関わる者の地位又は職務の停止が必要であると認める場合は、捜査機関長官がその旨を検察官に報告し、停止命令を請求しなければならない。例えば、財務局長に、公共資産横領の嫌疑がある場合は、その所轄会計の管理妨害を防ぐため、職務停止を請求する。

第3 捜査期間

捜査期間とは、捜査機関又は調査官が、捜査を実施し、証拠を収集し、捜査機関又は検察官から捜査命令が発せられた日から遅くとも 60 日以内に検察官に提出する事件簿を作成するために与えられた期間である（刑事訴訟法第 41 条）。

追加捜査が必要な場合、捜査期間が徒過する前に、捜査機関又は調査官は、検察官に捜査期間延長を請求するため、事件の状況を報告しなければならない。検察官は、捜査機関の法執行監督者として、捜査期間延長の請求を受理したとき、捜査が完全で、詳細に渡り、客観的に行われた否かを確認するため、事件簿及び捜査機関又は調査官の報告書を検討しなければならない。

捜査が、完全で、詳細かつ客観的に行われたと認める場合は、検察官は、捜査機関又は捜査官に、訴訟手続を進めるため、報告書を作成し、証拠とともに、事件簿を送付することを求める。

捜査が、完全で、詳細かつ客観的に行われたと認められない場合は、検察官は、関連機関に対し、捜査期間をさらに 60 日間延長する命令を発する。

検察官は、法に従い、48時間以内に捜査期間の延長許可、又は不許可の命令を書面で発し、追加捜査を行うため、当該命令を捜査機関又は調査官に送付する。捜査期間延長の不許可の場合は、検察官は、その理由を説明しなければならない。

第4 捜査完了

1 証拠調べ

捜査官又は調査官は、証拠を完全に収集した後、証拠が十分であるか否か、収集した証拠が法的に受け入れられるものか否かを検討するため、証拠調べをしなければならない。

証拠調べの中で、被疑者又は被告人の有罪、無罪に関して嫌疑が発生した場合は、被疑者又は被告人は、告発から解放しなければならない（刑事訴訟法第21条第2項）。

収集した証拠が、犯罪事実の証明に不十分であり、被疑者に対する罪状の裏付けができないと認める場合は、事実を立証し、罪状を維持するための十分な証拠がそろうまで、追加の証拠収集を計画しなければならない。

収集した証拠が完全で、法的に受け入れられるものであり、犯罪を証明し、罪状を裏付けるに十分である場合は、その報告書及び事件簿を作成し、検察官に送付する。

証拠には、犯罪を証明するもの、及び証明しないものがあるので、証拠調べは重要な事項である。よって、捜査官、調査官又は検察官は、証拠調べを、徹底的、完全かつ客観的な方法で、正確に行わなければならない。

- － 「徹底的に」とは、被疑者の有罪、無罪を証明する証拠を調べるという意味である。有罪が証明された場合、被疑者の責任を加重し、又は軽減する理由を考慮する。被疑者の無罪を証明する証拠がある場合、被疑者は、刑事責任を何ら負わないと見なされる。
- － 「完全に」とは、収集した証拠が完全であるか否かを検証する、という意味である。収集した証拠は、被疑者の有罪を審理するため、単一の情報に依存することなく、個別に検証し、包括的かつ客観的に分析し、比較検討し、評価しなければならない。
- － 「客観的に」とは、証拠の検証、比較検討及び評価を、個人的見解、主観、及び証拠調べの正確度に影響を与え、犯人の刑罰を軽減し、又は無実の者の処罰を引き起こしかねない事項に関係なく、法律に基づいて行わなければならない、という意味である。

2 刑事訴訟の中止

刑事訴訟の中止とは、証拠収集の一時的中断を意味する。

捜査機関長官又は検察官は、次の場合に、訴訟手続の中止命令を発する。

- ① 被疑者が、訴訟手続から逃亡し、所在不明であり、又は確固たる証拠がない場合。
- ② 犯人の身元が判明しない場合。

③ 被疑者が、重病又は精神病を患っており、それが医療機関によって証明された場合。

上記①及び②の場合は、捜査命令日から捜査に与えられた60日間の終了時にのみ中止することができる。上記③の場合に訴訟手続を中止するためには、捜査機関長官又は検察官は、被疑者に治療を受けさせる命令を発しなければならない。

中止された刑事事件は、刑事告発の時効完了時に取り下げられる（重罪の場合は1年、軽罪の場合は7年、及び刑事犯罪の場合は15年）。

③の場合、被疑者が十分に回復したときは、捜査機関長官又は検察官は、法律に基づき、中止命令取消命令及び手続再開命令を発する。

3 事件の取下げ

事件の取下げとは、次の理由により、訴訟手続を終了することである。

- － 刑事訴訟法第4条に定めるいずれかの理由（本マニュアル90頁に記載する、捜査を開始しない理由の詳細を参照。）
- － 被疑者の有罪を示す十分な証拠がない。

事件は、次の二通りの方法で取り下げることができる。

- － 法律により事件を取り下げる
- － 証拠により事件の取り下げる

証拠調べ及び事件の文書化の後、上記のいずれかの理由が確認された場合は、取下命令を発付するために、捜査官又は調査官は、当該事項を捜査機関長官又は検察官に提出しなければならない。

取下命令請求を受理し、当該請求に十分根拠があると認める場合は、捜査機関長官は、取下命令を発布し、それを検察官に送付し、報告する。

事件の取下げに関して報告を受けた後、検察官は、それを検討し、次のいずれかの決定を下す。

- － 取下げに十分根拠がある場合は、検察官は、取下命令を指示し、その旨を適宜捜査機関に報告する。
- － 取下げに十分根拠がない場合は、検察官は、捜査機関長官が発した取下命令を破棄する命令を発し、事件捜査命令を発し、法律に従って手続を遂行するため、命令を捜査機関に送付する。

捜査機関長官又は検察官は、訴訟当事者（被害者、民事原告）に取下命令について通知しなければならない。これらの者は、当該命令について知った日から7日以内に異議を申し立てる権限を有する。

捜査機関長官が取下命令を発した場合は、異議申立ては、検察官に対して提起しなければならない。検察官が取下命令を発した場合は、異議申立ては、直近上級検察官に提起しなければならない。

事件が取り下げられた場合は、検察官は、被疑者を即刻釈放し、その合法的所有物を完全に元の状態で返却する命令を発しなければならない。

4 取り下げた事件の再開

取り下げられた事件は、新しい証拠が発見され、刑事告発の時効が継続している場合のみ、再開することができる。

捜査官、調査官又は検察官は、法律に従い取り下げられた事件は再開できないが、証拠により取り下げられた事件は、新しい証拠が発見された場合は再開することができることを認識していなければならない。取り下げられた事件を再開するために、検察官は、取下命令の破棄命令を発し、手続の再開を命令しなければならない。

検察官は、取下命令の破棄命令を発付した後に手続再開命令を発する。

5 検察官への提出用事件簿編てつ

捜査及び被疑者の有罪を証明する証拠調べを完了した後、捜査官又は調査官は、事件に関する報告書を作成し、事件簿に関連文書をすべて編てつし、訴訟手続のためにそれを検察官に送付しなければならない。

文書は、重要度に応じて編てつすることができる。訴訟手続に係る文書は、事件の手続形態に関連した文書及び事件の内容に関連した文書の二種類に分類しなければならない。

事件の形態に関する文書とは、召喚状、逮捕状、搜索令状、勾留命令、鑑定人任命など、訴訟活動に係る文書であり、事件の内容には関係しない。

事件の内容に関する文書とは、被疑者、被告人、被害者、民事原告、証人、鑑定人の供述、捜査官の報告書など、事件の事実の内容に関する文書である。

この二種類の文書は、それぞれ別のファイルにとじ、最初にとじ込んだ文書は参照番号1、次にとじ込んだ文書は参照番号2と、編てつした順に、各文書に参照番号を付さなければならない。

文書を閲覧しやすいものにするため、被疑者の身上書に関する別のファイルを作成する。

上記三種類のファイルを、主要なファイル（事件簿）に編てつする。その後、各ファイル用に目次又は文書リストを作成し、ファイルにとじ込む。さらに、目次又は全文書リストは、署名し、事件簿にとじ込まなければならない。

第6章 訴追

第1 事件簿の受理

事件簿は、捜査が完了した後、捜査機関又は調査官から検察官に送付され、検察院の文書出入り登録係が登録する。

捜査機関又は調査官から事件簿を受理したとき、検察院の事務官は、事件簿の目次又は文書リストに基づいて、事件簿が完全にそろっているか否かを詳細に確認しなければならない。

証拠が含まれている場合、事務官は、添付リストに従って、完全な証拠が事件簿に添付されているか否かを確認しなければならない。その後、受理記録を作成し、登録する。文書登録簿に受理を記録した後、事件の検討のため、事件簿を検察官に送付する。検察官が、検討のため事件簿を調査官に送付すべきであると考えた場合は、事件簿を調査官に送付する。検察院内の事件簿照会は、円滑な監視指導のため、適切に署名しなければならない。

第2 事件簿の検証

刑事訴訟手続は、訴訟当事者の自由及び利益に影響を与えるため、事件簿の検証は、重要な作業である。

事件簿の検証は、緊急、完全かつ詳細に犯罪を識別し、犯人を裁き、無実の者を罰しないよう、法的義務の履行を保障するものである。

したがって、検察官は、次のように事件簿を検討し、審理しなければならない。

- 捜査命令及び抑止措置の使用など、事件簿に含まれる命令の完全性及び適法性を検証する。
- 人証、書証及び物証など、事件簿に含まれる証拠の完全性及び適法性を検証する。
- 訴訟手続が、法律の定める手続に基づいて実施されたことを確認する。

事件簿を詳細かつ徹底的に検討した後、検察官は、次の決定を下さなければならない。

- 捜査が不完全であると認める場合、検察官は、書面で捜査事項を確定し、追加捜査のため、事件簿を捜査機関又は調査官に送付し、必要である場合は、自ら情報を収集し、又は捜査官とともに追加情報の収集に参加する。捜査事項では、追加情報を必要とする事項を明記し、追加捜査の手順及び期限について提言する。
- 刑事訴訟法第69条に定める訴訟手続中止理由のいずれかを確認した場合は、検察官は、訴訟手続中止命令を発しなければならない。被疑者の健康状態が悪いために手続が中止された場合は、被疑者を国家病院に搬送する命令を発しなければならない（本マニュアルの事件中止に関する詳細を参照）。
- 刑事訴訟法第71条に定める事件取下げ理由のいずれかを確認した場合は、検察官は、事件の取下命令を発する（本マニュアルの事件取下げに関する詳細を参照）。

- 一 捜査官又は調査官が適用した捜査手段又は抑止措置が事件の状況と一致しない場合は、検察官は、外出制限命令を抑留命令に変更、又は外出制限命令を取消し、仮釈放命令を発付するなど、当該措置の変更、終了又は取消命令を発しなければならない。
- 一 証拠が十分であれば、検察官は、被疑者の訴追命令を発しなければならない。

第3 罪状認否召喚

事件簿を詳細に、完全に、かつ客観的に検討した後、検察官は、決定を下し、被疑者に対する訴追命令を発し、被疑者に訴追について通知しなければならない。

訴追命令の執行を保障するため、検察官は、被疑者が拘置所に勾留されているか確認するために拘置所を訪れ、訴追命令を通知し、被疑者が、公判で自らを弁護できる健康状態にあるか否かを検討する。被疑者が拘置所にいない場合は、検察官は、関係機関に被疑者を拘置所に召喚し、罪状について通知することを請求する。